

防災基本計画（抄）

（平成 26 年 11 月 中央防災会議）

第 12 編 原子力災害対策編

第 1 章 災害予防

第 5 節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え

4 救助・救急，医療，安定ヨウ素剤の予防服用及び消火活動関係

(1) 救助・救急活動関係

- 原子力事業者は、汚染・被ばく患者の応急処置及び除染を行う設備等を整備し、維持・管理して、被ばく医療を行える体制を整備しておくとともに、原子力災害時には、原子力事業者による原子力事業所内の緊急被ばく医療施設における医療提供が困難になり得ることから、指揮命令、通報連絡及び情報伝達に係る体系的な整備を図り、医療機関、原子力規制委員会、文部科学省、厚生労働省、救助・救急関係省庁〔警察庁、防衛省、海上保安庁、消防庁〕、地方公共団体等の関係機関と通報連絡、被ばく患者の搬送、受入れ、救急医療に精通した医師等のネットワークを活用した医療従事者の派遣又はあっせんについて緊密な関係を維持するものとする。

5 防災業務関係者の安全確保関係

- 国〔原子力規制委員会、厚生労働省〕は、緊急時の防災業務関係者の放射線防護に係る基準をあらかじめ定めておくものとする。

8 防災関係機関等の防災訓練等の実施

(2) 訓練の実施

- 国、地方公共団体、原子力事業者等の関係機関等は、国〔内閣府、原子力規制委員会〕が策定する総合的な防災訓練の実施についての計画に基づいて、住民の参加を考慮した防災訓練を共同して実施するものとする。また、地方公共団体、原子力事業者等は、総合的な防災訓練のほか、通報、モニタリング、緊急被ばく医療等の防災活動の各要素ごと、地域ごとに定期的に訓練を実施することが必要であり、これに実動機関を含む関係機関等は積極的な支援を行うものとする。

(4) 防災業務関係者に対する研修

- 原子力規制委員会は、文部科学省及び厚生労働省と協力し、緊急被ばく医療の実施に備え、医療機関等に対し、基本的な放射線や被ばくに関する基本的な知識と被ばく患者への対処に係る技術についての教育・研修・訓練等を実施するものとする。
- 原子力事業者は、防災要員及び協力会社等の職員に対して、十分な原子力防災に関する研修を行うものとする。

第 2 関係省庁における対応要領

第 2 編 各応急対策業務の実施

第 4 章 全面緊急事態

7 被ばく医療活動 <医療班>（規制庁、文部科学省、厚生労働省）

(2) 被ばく医療における緊急・救護活動

①被ばく医療に係る医療チーム等の派遣等（施設敷地緊急事態の通報を受けた段階から準備）

原子力事業所の事故等により被ばく患者が発生した場合、又は全面緊急事態に該当し、住民の避難等を実施する可能性が高い場合、地方公共団体は、必要に応じて、現地医療班及び各地域において被ばく医療の拠点となる医療機関に対して、被ばく医療に係る医療チームの派遣を要請する。

この時、現地医療班は、ERC チーム医療班に要請を伝え、ERC チーム医療班（原災本部設置前においては、規制庁が、文部科学省及び厚生労働省と協力して）は、直ちに（独）放射線医学総合研究所、（独）国立病院機構、国立大学病院及び被災地域外の地方公共団体等と協力して、被ばく医療に係る医療チームを編成し、現地に派遣する。また、要請を受けた拠点となる被ばく医療機関も、被ばく医療に係る医療チームを編成して、必要に応じて、現地に派遣する。

なお、拠点となる被ばく医療機関は、被ばく医療に係る医療チームを派遣した際には、その旨を現地医療班に報告する。

現地医療班は、必要に応じて、ERC チーム医療班に被ばく医療に係る医療チームの派遣に係る広域的な調整の必要があることを連絡し、連絡を受けた ERC チーム医療班は、地方公共団体や関係機関等と被ばく医療に係る医療チームの派遣に係る広域的な調整を行う。

また、県災害対策本部等に対して、関係医療機関への協力要請について助言する。

なお、被ばく医療に係る医療チームは、国、地方公共団体、拠点となる被ばく医療機関等の各機関間の円滑な情報交換や連携の調整を行う者（以下「医療総括責任者」という。）を含む現地医療班の指示する派遣先において医療活動等を行う。

②放射線管理等の要員等派遣要請

現地医療班は、救護所等における住民の放射能汚染の測定、除染や医療機関、被ばく患者搬送機関等における放射線管理、除染等の要員・資機材の支援が必要な場合には、ERC チーム医療班と調整を行い、原子力事業者、（独）日本原子力研究開発機構等の関係機関に放射線管理等の要員等の派遣を要請する。

③輸送支援要請

(i) 専門家、支援者、被ばく医療に係る医療チーム等の輸送

上記①、②の派遣を要請するに当たって、現地医療班は、輸送の支援が必要だと判断した場合は、ERC チーム医療班と連絡し、ERC チーム医療班より ERC チーム実動対処班に緊急輸送支援を要請する。

また、上記①、②の派遣に当たって、ERC チーム医療班において輸送の支援が必要だと判断した場合にも、現地医療班と調整しつつ、必要に応じて、ERC チーム実動対処班に緊急輸送支援を要請する。

なお、緊急輸送支援要請に当たって、必要があれば、現地実動対処班は、ERC チーム実動対処班と連携するなどして、緊急輸送関係省庁に輸送支援を依頼する。

(ii) 被ばく患者等の搬送

県災害対策本部(医療グループ) 又は原子力事業者等から被ばく患者等の拠点となる被ばく医療機関等への搬送のための支援要請があった場合、必要に応じ、現地医療班は、被ばく患者等の搬送先の調整を担う医療総括責任者を中心として対応する。具体的には、原則として、現地医療班は、現地実動対処班に伝え、現地実動対処班は緊急輸送関係省庁に輸送支援要請を行うことで、関係機関によって搬送が円滑に行われるよう措置する。

その際、現地医療班は、被ばく患者等に関する情報(容態、推定被ばく線量、人数等)を受入先医療機関に連絡する。

なお、緊急輸送支援要請に当たって、必要があれば、現地実動対処班は、ERC チーム実動対処班と連携して、緊急輸送関係省庁に輸送支援を要請する。

④緊急被ばく医療に関する指導・助言

現地医療班は、県災害対策本部(医療グループ)、原子力事業者や医療実施機関等から緊急被ばく医療に関して問い合わせがあった場合には、適切な指導・助言を行う。

⑤避難住民等の被ばく状況の把握

現地医療班は、避難所等に開設された各救護所から避難住民の被ばく状況(推定被ばく線量、汚染確認者数、汚染残存者数等)の把握に努め、ERC チーム医療班に報告する。

(3) スクリーニング

現地医療班は、避難所等に開設された各救護所や中継ポイントにおいて、避難住民の放射能汚染測定を行い、原子力災害対策指針のOILに基づく除染等の状況を把握し、必要があれば関係機関の職員について、ERC チーム医療班に追加の要員派遣を要請する。

(4) 労働者の被ばく線量・傷病者の発生状況の把握

現地医療班は、厚生労働省と連携し、原子力施設作業員及び防災業務従事者の被ばく線量・傷病者の発生状況を把握するとともに、被ばく線量管理の適切な実施等を原子力事業者に指導する。

また、現地医療班は、原子力事業者単独では原子力事業所内の緊急被ばく医療を行うことが困難である場合に、被ばく患者の応急処置を行う医療従事者の派遣又は斡旋に協力するよう調整する。

(5) 健康調査・管理

現地医療班は、公衆の被ばく線量の推計、原子力被災者等の健康管理及び健康相談を関係機関と連携して実施する。